

# 会 則

- 第1条 本クラブは山東カントリークラブ（以下クラブという）と称し事務所を山東カントリークラブ場内にその他の連絡所を適宜な場所に置く。
- 第2条 朝来山東カントリー株式会社（以下会社という）が所有且つ経営する山東カントリークラブゴルフ場（18ホールズ）施設及び提携する施設を利用してゴルフを通じ会員の健康増進と親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本クラブに入会希望するものは理事会及び会社を通じて規定の申込み手続きを行い入会資格について理事会及び会社の審査承認を受けた後入会登録料及び預託金を払込むものとする。理事会又は会社が不相当と認める時は入会申込みを拒絶することができる。入会登録料及び預託金については会社において別に定める。
- 第4条 預託金は会社が預り無利息無配当とし全額払込時から10年据置き期間経過後次の各項に該当する場合理事会の承認を得て会社に対して返還を請求することができる。但し理事会に於いて会員として継続することが不可能と判断された場合、別に定める細則に基づき返金できるものとする。  
この場合、未納金がある場合は相殺する。  
① 死亡  
② 除名  
③ その他理事会において必要と認めるとき
- 第5条 会員の資格は理事会及び会社の事前の承認を得て譲渡することができる。譲渡による名義の書き換えは、所定の必要書類を提出し理事会及び会社の承認を得て名義書換料を会社に納入する。理事会及び会社は譲渡が不相当と認める時は承認を拒絶することができる。名義書換料その他の名義書換の条件については会社において別に定める。
- 第6条 会社は特別な事情のある場合理事会と協議の上一定期間会員の資格の譲渡に伴う名義の書き換えを停止することができる。
- 第7条 会員は種別に応じて会社が定める諸会費等を会社に対し納入しなければならない。
- 第8条 クラブの収入は会社に属し会社はこれをその運営維持及び施設の整備費その他に充当する。
- 第9条 本クラブは会員に次の各号の一に当る行為がある時は理事会の決議によって資格の一時停止、除名その他必要な処分をすることができるものとし、その審査並びに処分を代行する権限を会社に付与するものとする。  
① 会費を2年間滞納したとき  
② その他の諸支払を請求後3ヵ月以上滞納したとき  
③ 本会則その他理事会の定める規則に違反したとき  
④ 本クラブの名誉を毀損し又は秩序を乱したとき  
⑤ その他理事会において不相当と認める言動があったと判断したとき  
⑥ クラブ入会前又は入会后他のゴルフクラブにおいて除名又は会員停止が判明したとき
- 第10条 会員は下記各項のいずれかに該当したときは会員資格を失う。  
① 退会  
② 除名  
③ 死亡又は失踪宣言を受けたとき  
④ 譲渡  
⑤ 禁治産、準禁治産及び破産の宣告  
⑥ 法人の解散、合併
- 第11条 会員には次の特典がある。但し別に定める会員種別により利用範囲の異なることもある。  
① 別に定める低料金でのコース及び練習場の利用  
② ビジターの紹介  
③ 諸催しへの参加

- 第12条 本クラブ会員種別は次の通りとする。  
特別会員 斯界に功労があり本クラブに特別な援助があった者  
法人正会員 一口1名記名式(団体に加入した法人又は団体名を使う者)  
個人正会員 記名本人  
レディス会員 記名本人  
その他の会員 (別に定む)
- 第13条 本クラブの役員は次の通りとする。  
理事長 1名  
理事 若干名(キャプテンを含む)  
但し必要あるときは顧問、副理事長、専務理事、常務理事をおくことができる。
- 第14条 理事長はクラブを代表し会務を統括する。
- 第15条 理事長は必要に応じて理事会を開き議事を諮る。  
① 本クラブの運営を円滑にするため理事長、理事を以って理事会を組織する  
② 理事会は理事の過半数の出席を以って成立し理事会の議決は出席理事(委任状を含む)の過半数を以って決し可否同数の時は議長が決するところによる  
③ 理事会の議事については議事録を作成し出席理事が署名するものとする
- 第16条 理事は理事会に参加し第2条に定めたる本クラブの目的を推進し次の事項を協議する。  
① 本クラブ運営に関する基本的事項  
② 本クラブ諸規則の制定及び改廃に関する事項  
③ 各種委員会の設置及び委員の選任  
④ その他必要事項
- 第17条 役員は名誉職としその任期を3年とする。但し再任を妨げない。役員は任期満了といえども後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第18条 役員は会社において委嘱任命する。
- 第19条 理事会は会社より委託を受けてゴルフプレーに関する一切の管理運営に当るが予算を伴う工事、会社に権利義務を生ずる行為その他対外的業務執行にかかる行為は理事会の要請を受けて会社において行うものであり、それらの行為の責は全て会社が負うものとする。
- 第20条 理事会はクラブ運営を円滑にするために諮問機関として各種委員会をおくことができる。  
(委員会名 総務、競技、ハンディキャップ、フェローシップ)
- 第21条 委員は名誉職とし任期は2年とする。但し重任再任を妨げない。
- 第22条 理事会は本クラブ催しを協議する。
- 第23条 会社は已むを得ざる事情による場合は会員の預託金を返還することができる。会社が已むを得ざる事情により全会員の預託金を返還した場合は本クラブは解散する。本クラブが解散したときは会員のすべての権利及び資格は消滅する。
- 第24条 ゴルフ場防犯対策協議会の決議事項により次の事項を定める。  
① 暴力団の入会を認めない  
② 会員が暴力団員であることが判明した場合会員を除名する  
③ 会員が暴力団員を紹介又は同行した場合にはその会員を除名する
- 第25条 本クラブ会則は理事会の決議により変更することができる。この場合本クラブの会員は変更後の会則に異議なく従うものとする。
- 第26条 本クラブの会則の改廃には会社の同意が必要である。
- 第27条 本会則に定めない事項及び業務執行上必要な細則は別に定めることができる。



山東カントリクラブ



〒669-51532 兵庫県朝来市山東町大月 1-1  
TEL : 079-676-2288 FAX : 079-676-4002